

『鋼矢板の打設に使用する「硬質地盤油圧式くい圧入機」の適用』について

標記につきまして、本部より労働安全衛生関係法令の適用について下記の連絡がありましたので保有している事業場につきましては周知をお願い致します。

記

(1) 標記の「硬質地盤油圧式くい圧入機」とは、

一般的に使用される油圧式くい圧入引抜機にパイルオーガーと呼ばれる鋼製の筒で覆われたオーガースクリュー及び駆動部よりなる作業装置を装着し

①鋼矢板をつり込み、移動式クレーンによりパイルオーガーをつり上げて保持しつつ

②パイルオーガーにより掘削と地中の玉石等の破碎を行い

③鋼矢板を圧入する

①②③の一連の作業を行うものである。

(2) 法令の適用について

標記の「硬質地盤油圧式くい圧入機」は車両系建設機械に該当する。また、移動式クレーンを操作する者及びくい圧入機を操作する者には、次の資格等が必要です。（※くい圧入機及び移動式クレーンは一体として労働安全衛生規則に規定する車両系建設機械に該当する。）

①移動式クレーン操作について

イ機体重量3トン以上の場合

就業制限業務となり技能講習修了等した者が必要。

ロ機体重量3トン未満の場合

イに掲げる者または車両系建設機械等業務に係る特別教育を修得した者。

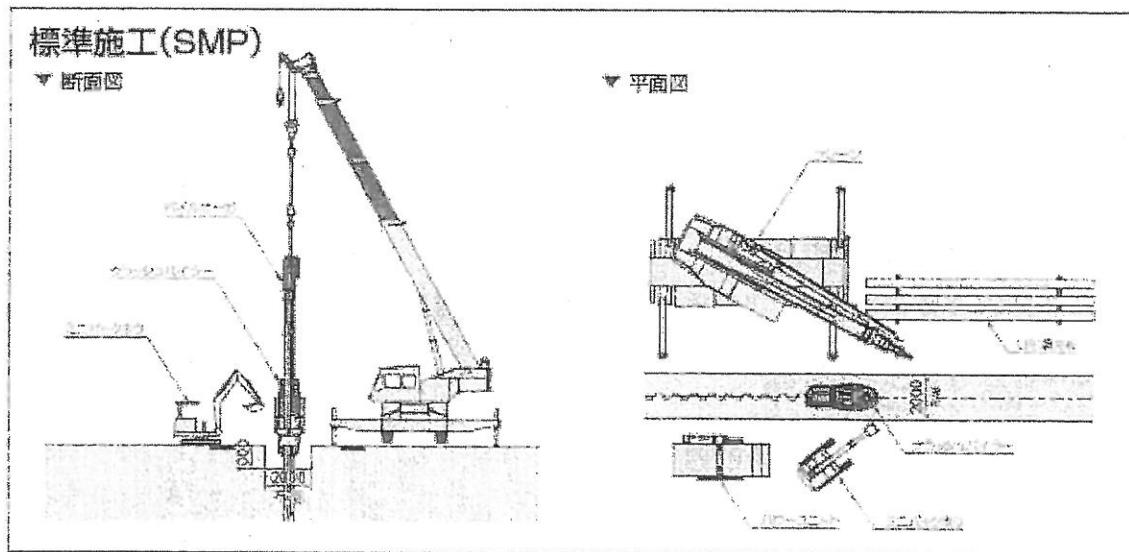
②くい圧入機及び移動式クレーンは一体として労働安全衛生規則に規定する車両系建設機械に該当することとなるので**1年以内ごとに1回の特定自主検査（基礎工事）が必要となります。**

（公社）建設荷役車両安全技術協会

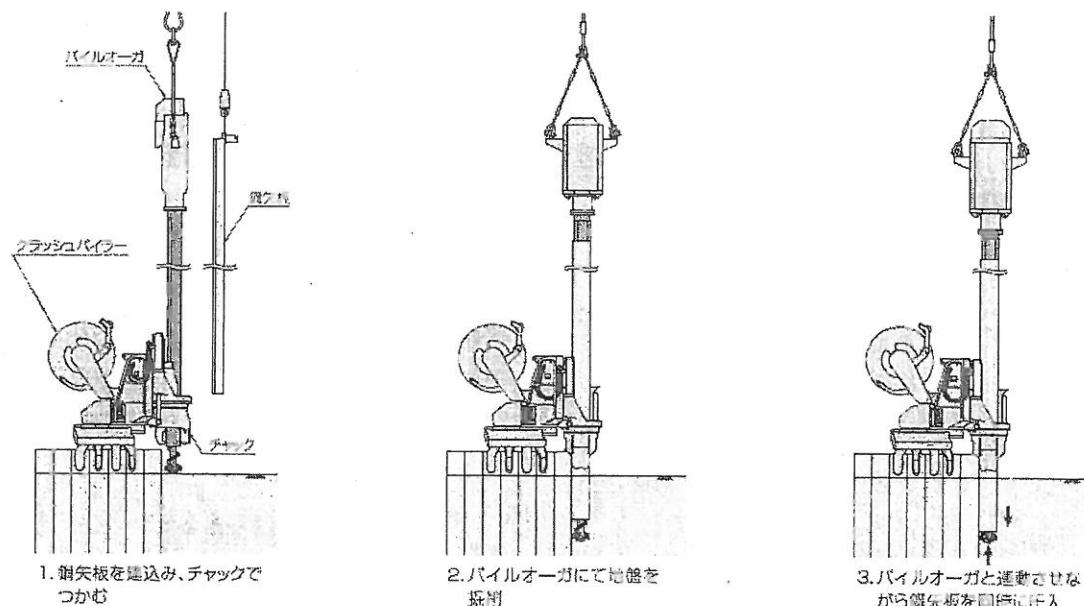
福岡県支部

(別添)

●施工概要



●圧入部分詳細



(全国圧入協会ホームページ掲載資料より抜粋)